

府営公園プール安全管理・事故対応基準

令和5年4月

大 阪 府

目 次

第一章 総 則

1. プール運営における本基準の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 他の基準等の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 運営体制と必要な資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 「プール安全管理・事故対応マニュアル」の作成について・・・・ 5

第二章 プール安全管理

《共通編》

1. 運営管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2. 維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
3. 看板、標識の表示内容及び配置・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
(参考資料) 看板、標識の表示例・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
(参考) 看板設置例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
4. プール運営日誌の記載事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
(参考資料) 多発事故に見る事故防止策・・・・・・・・・・・・ 31

《個別プール編》

1. 服部緑地ウォーターランド・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
2. 久宝寺緑地プール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
3. 浜寺公園プール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
4. 住之江公園プール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第三章 事故・トラブル

1. 事故・トラブルの対応について・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
(参考資料) 事故・トラブルに関する対処例・・・・・・・・ 40
2. 事故・トラブル発生時の連絡系統図・・・・・・・・・・・・ 43

策定	平成 19 年 5 月 25 日
改訂	平成 20 年 6 月 30 日
改訂	平成 21 年 3 月 31 日
改訂	平成 21 年 7 月 15 日
改訂	平成 25 年 6 月 20 日
改訂	平成 29 年 4 月 1 日
改訂	令和 3 年 4 月 1 日
改訂	令和 5 年 4 月 1 日

第一章 総 則

1. プール運営における本基準の位置づけ

本基準は、府営公園プールにおける安全管理及び事故対応について、大阪府の基準を示すものである。

指定管理者は、府営公園プールの安全管理及び事故対応について、関係法令ならびに本基準を遵守し、本基準を元に各プール詳細の「プール安全管理・事故対応マニュアル」を作成、運用し、安全管理を徹底しなければならない。

府営公園プールの運営について、本基準に記載のない事項については、以下によるものとする。

大阪府都市公園条例
大阪府都市公園条例施行規則
府営公園管理要領
大阪府遊泳場条例
大阪府遊泳場条例施行規則
大阪府遊泳場指導要領

2. 他の基準等の遵守

本基準のほか、下記の基準等についても熟知の上、遵守すること。

- ・プール安全標準指針（文部科学省、国土交通省：平成 19 年 3 月）
- ・遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省健康局：平成 19 年 5 月）

3. 運営体制と必要な資格等

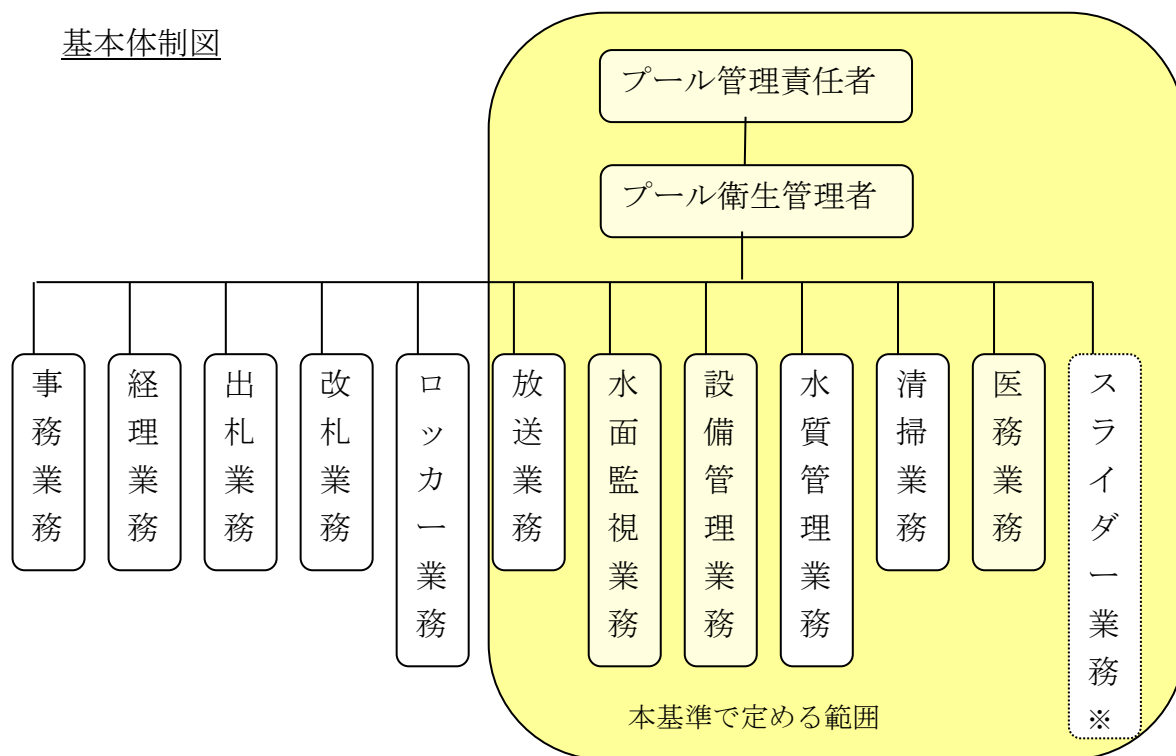
(1) 運営体制

プールを安全かつ円滑に運営するためには、運営体制を明確にする必要がある。

最低限必要な体制として、プール管理全体を総括する「プール管理責任者」、及び、プールにおける安全管理と衛生的な維持管理の実務を管理する「プール衛生管理者」を置き、下記「基本体制図」のような体制を構築すること。

また、緊急時も含めて適切に行われるよう、各人員の業務範囲を明確にし、十分な人員配置及びローテーションを組むこと。

基本体制図



※スライダーがある場合

なお、本基準の記載範囲は、安全管理・事故対応部分を対象としており、上記のうち、「本基準で定める範囲」とする。

(2) 業務に必要な資格等

各業務に従事する際の、必要な資格等は以下のとおりである。

○「プール管理責任者」は、プールを安全かつ円滑に運営するため、各々の業務において、適任者を置き統括するものであり、下記の要件をいずれも備えた者であり、また、営業期間中常駐すること。

ア 5年以上のプール管理業務従事経験を有する者。

イ 日本体育施設協会認定水泳指導管理士又は日本赤十字社水上安全救助員の資格を有する者。

○「プール衛生管理者」は、プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能を保持し、下記の要件を備えた者であること。また、営業期間中常駐すること。

ア プール衛生管理者の資格を有する者。

○「水面監視業務責任者」は、プール管理責任者と連携をとり、水面監視員を指揮監督するものであり、下記の要件をいずれも備えた者であること。また、営業期間中常駐すること。

ア 3年以上のプール管理業務従事経験を有する者。

イ 日本赤十字社水上安全法救助員又は日本赤十字社救急法救急員の資格を有する者。

又、「水面監視員」は、下記の要件をいずれも備えた者であること。また、営業期間中常駐すること。

ア 溺水者を救助できる泳力があり年齢18歳以上の者（高校生不可）

イ 営業開始前に日本赤十字社水上安全法救助員又は日本赤十字社救急法救急員の資格を有する者による救護法（AED等の応急手当・心肺蘇生法）の訓練を受けた者。

○「設備管理業務に従事する者」は、下記の要件をいずれも備えた者であること。

ア 電気又は機械設備の運転管理に関する技術上の実務に3年以上の経験を有する者。

イ 電気設備においては、第三種電気主任技術者以上の資格を有する者。

○「医務業務に従事する者」は、下記の要件をいずれも備えた者であること。

- ア 准看護師以上の国家資格を有する者
- イ 実務経験 3 年以上の者

○監視業務を外部委託する場合は、外注先が警備業の認定を持った業者であること。

(参考) 平成 24 年 7 月 25 日事務連絡

国土交通省都市局・公園緑地・景観課企画専門官

「プール監視業務の外部委託について」から抜粋

プール監視業務について、プール所有者から有償で委託を受けて行われている場合には、警備業法第 2 条第 1 項に該当し、警備業務にあたるとの解釈が示されている。

※なお、同事務連絡においては、指定管理者となった業者が、監視員を採用して監視を行う場合は、警備業の認定は必要ないとの解釈も併せて示されている。

(3) 業務の兼務

「水面監視業務責任者」「水面監視員」「医務業務従事者」は、それぞれの業務に専任とし、その他の業務を兼務することができない。また、「プール管理責任者」は「プール衛生管理者」以外は兼務することができない。

4. 「プール安全管理・事故対応マニュアル」の作成について

1で述べているように、本基準をもとに、府営公園プールを運営・管理する各指定管理者は「プール安全管理・事故対応マニュアル」を作成する必要がある。

指定管理者は、プールの営業を適切に行うため、プール営業開始1か月前までに、「プール安全管理・事故対応マニュアル」を土木事務所に提出しなければならない。

土木事務所は指定管理者が提出した「プール安全管理・事故対応マニュアル」が本基準と照らしあわせ、適切であるかを確認しなければならない。内容に不備がある場合は、指定管理者に修正の指示を行わなければならない。

また、プール営業期間前には、土木事務所及び指定管理者の両者において、「プール安全管理・事故対応マニュアル」に基づき、**プール事前履行確認シート(様式 第37-1号)**により安全性等の確認を行わなければならない。

また、プール営業期間中においても、土木事務所及び指定管理者の両者において、「プール安全管理・事故対応マニュアル」に基づき、**プール期間中履行確認シート(様式 第37-2号)**により安全性等の確認を行わなければならない。

第二章 プール安全管理

プールの運営にあたっては、プール管理の全体を見通した総合的で且つ具体的な運営管理計画を作成し、実践することが必要である。

そのため、プール管理責任者は、以下に示す業務を適正に遂行し、法令を遵守し、且つ常に現在の管理の状況を、必要な場合は関係機関に報告できるよう取りまとめておくこと。

共通編

プール管理責任者は、以下にあげる各業務を適切に行い、安全なプール運営を行なうための責任を負う。

1. 運営管理

(1) 運営管理業務

- 開場準備（開場に向けたプール本体の清掃、プールサイドの清掃、管理棟の清掃、備品・ゴミ箱・ベンチ等の設置）
- プール閉場後の後片付け
- 使用料徴収業務、受付・案内業務（電話対応含む）
- 水面監視、場内巡視（更衣室、ロッカーでの盗難防止含む）、利用者案内、場内放送等、利用者が快適で安全に遊泳できるような事故防止対策
- プールサイド・脱衣場・便所等における日常的な点検・清掃業務の実施
- ろ過機の運転管理、薬品注入、プール内の衛生管理
- 検査機器を用いた日常的水質検査の実施による水質管理
- 利用者や近隣住民からの意見や苦情等の対応
- 災害対応（台風、雷等荒天時における警戒配備体制の設置及び被害状況報告と応急措置）
- プール内で発生する怪我等の一時的措置
- プール施設内建築物や設備（プール本体、循環ろ過機、給水設備等）の日常運転の記録整理、異常の発見と一時的処理並びに関係機関への報告
- プール運営日誌や日報等の保存
- プール運営に係る物品等の適切な管理保管
- 事務用消耗品、清掃用消耗品等の購入
- 水面監視・事故・要望・従業員配置等日常の運営管理に係る記録の整理
- 水質検査の結果等関係機関に報告を義務付けされている事項の記録整理と報告
- 開場中の下記を例とした案内及び連絡等の放送業務
 - ・ ラジオ体操
 - ・ 遊泳等に関する安全確認・注意事項方法
 - ・ 雷注意報等の注意放送
 - ・ 遊泳終了の放送
 - ・ その他必要とされる放送及び呼び出し案内等
- 事故等不測の事態が発生した場合の適正な放送、従業員への連絡の徹底と来場者の安全確保。

- 水質の維持管理等の参考とするための利用者数の常時把握。
- その他運営に必要な業務

(2) 運営管理体制の確保

プール運営にあたっては、以下の内容の要員と機材を配置し、また、業務を行うこと。

- 水面監視員は、常に事故防止及びプール来園者の安全確保に必要な相当数の人員を配置すること。
- 医務業務従事者は、常に緊急時に備え、相当数の人員を配置すること。
- 事務所では、電話案内、要望対応、関係機関との連絡調整を行うため、相当数の人員を配置すること。
- 事故が発生したとき直ちに適正な処理を行うための職員数を配置すること。
- 来場者からの問い合わせ、関係機関との連絡調整を速やかに行うため、連絡機器（電話・FAX・Eメール）をプール管理事務所に常備し、体制を整えること。
- プールに起因する疾病等が発生した場合は、直ちに管轄の保健所に通報し、その指示に従うこと。また、事故発生時には直ちに関係機関に通報するとともに速やかに保健所に報告すること。

(3) 水面監視業務

① 全般的な注意事項

- 水面監視員は監視所又は監視設備からプールの水域をもれなく監視すること。水面監視員の具体的な人数は、プールの規模や遊泳者数により一律に定めることはできないが、事故発生時の救助、連絡などを考慮すると最低2人の監視員が必要である。併せてプール内、プールサイド又は周辺に相当数の監視台を配置し、安全なプール運営を図ること。そのため、プール監視業務は以下の5点を基本とすること。
 - ・ 来場者の安全確保
 - ・ 事故等トラブル発生時の適切な対処
 - ・ 汚物処理等水質の維持
 - ・ 施設の案内・誘導
 - ・ 排水口などの目視点検
- 水面監視員は常に公共プールの従業員であるとの自覚を持ち、来場者に対し、不快な感情をいだかせぬよう、常に清潔な服装で丁寧に接客に応じること。

- 応急救護の訓練を受けた者を救護員（水面監視員が兼ねることも出来る）として、プール及びプールサイド又はその周辺に適切な位置に相当数配置すること。
- 水面監視員は監視台で監視中は、緊急時、救助及び交代時間以外監視台から降りないこと。
- 交代時間が過ぎても、交代要員が来るまで、監視台から降りないこと。
- プール内に異常を発見したときは、直ちに使用を中止すること。
- 水面監視員は、以下の内容について、来場者の安全を確保し、問題ある場合は適切に対応すること。

② プールサイド等場内での注意事項

- 幼児・子供から目を離さないよう保護者に注意をすること。
- プールサイドを走らないように注意をすること。
- 場内でのボール投げ、バレーボールは禁止すること。（ビーチボールは可）
- プールサイド（水際）には飲食物を持ち込ませないこと。
- 地域防災避難情報、台風・雷雨等の気象情報及び光化学スモッグの発生により遊泳禁止等を指示したときは、速やかに避難場所へ待避させること。
- 無断で立入り禁止場所に入れないこと。
- プール施設内での分煙を徹底すること。

③ 遊泳者への注意事項

- プールへの飛び込み（足からも含む）は禁止すること。
- プール内に次の物品を持ち込ませないこと。
 - ・水中メガネ（プラスチック製ゴーグルは除く）、シュノーケル、足ひれ
 - ・大型ボート、サーフボード
 - ・ビーチボール以外のボール（ゴムまり等）
 - ・水鉄砲その他玩具類（但し、プール管理責任者が認める場合はこの限りでない）
 - ・水中カメラ、ビデオカメラ
 - ・石、ガラス、金属片、木片などの危険物品
 - ・ビーチサンダル、タオル
 - ・眼鏡、サングラス及び日除け帽子（但し、プール管理責任者が認める場合はこの限りでない）
- 日焼け止め・サンオイル等プールへの水質汚濁の原因となる薬品・化粧品等を塗ったままの遊泳は禁止すること。

- 水着（ラッシュガード含む）以外での遊泳を禁止すること（但し、プール管理責任者が認める場合はこの限りでない）。
- フード付やひざ上丈の水着（ラッシュガード含む）を着用された方のスライダープールの利用はご遠慮いただくこと。
- 遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を十分に行わせること。また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。
- 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除き、オーバーフロー水にだ液やたんを吐かせないこと。
- 他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのあるものをプールに持ち込ませないこと。なお、飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合には、プールを汚染しないようにさせること。
- 遊泳者等の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。

④ 入場者への注意事項

入場のお断り又は退場していただく方は以下の通り。

- 伝染性の病気にかかっている方や下痢等の症状のある方
 - 酒気、シンナー等を帯びている方
 - アルコール類、ガラス類、犬・猫等ペット類及び危険物を持ち込まれる方
 - 他人に危害を及ぼす恐れのある方。
 - 成年の保護者が同行していない幼児（小学生未満）
- なお、成年の保護者1人につき入場できる幼児は2人までとする。
- 入れ墨・刺青・タトゥーを露出している方。

(4) 医務業務

- 緊急時の連絡体制、搬送方法を定めておくこと。また連携する医療機関を定めておくこと。
- プールに起因する疾病等が発生した場合は、直ちに管轄の保健所に通報し、その指示に従うこと。また、事故発生時には直ちに関係機関に通報するとともに速やかに保健所に報告すること。
- 医務業務従事者は蘇生器（酸素ボンベ、AED等）、救急器具、薬品等を常備し、その機材の使用方法を熟知し、応急手当に支障のないようにすること。
- 施設の内容・規模及び各公園管理マニュアルに従って、救護所に救護備品及び医務業務従事者（准看護師以上の国家資格を有し、かつ実務経験

3年以上の者)を配置すること。

(5) スライダー業務

- 入り口、スライダーの始点、終点には、監視員を適切に配置し、利用者に安全な利用を徹底させること。
- フード付やひざ上丈の水着（ラッシュガード含む）を着用された方のスライダープールの利用はご遠慮いただくこと。

2. 維持管理

(1) 放送機器点検

- 開場前に備え付けの放送機器の点検を行い、不備の無い様、点検を行うこと。

(2) 施設管理業務（営業期間前、営業期間中、営業終了後）

下記項目において施設点検を行い、異常が確認された場合は適切に対処すること。

- プール内部の点検（プール底面清掃時）
 - ・ 吸水口及び吐出口の点検
 - ・ プール本体の亀裂や塗装面、目地の点検
 - ・ ステップ、階段、手摺等の点検
- スライダー、滑り台の点検
 - ・ 滑り台は類似施設の基準等を参考に、点検を実施すること。
- プールサイド側溝蓋の点検
- プールサイド及び休憩所の点検
- 便所、シャワー、足洗い場、洗眼器等の点検
- 排水口（循環吸込口）の蓋が二重であることを確認し、プール営業前に、錆びないネジ・ボルト等により全箇所、確実に固定すること。

(3) 設備管理業務（営業期間前）

プール営業期間前における、循環ろ過機の運転管理及びそれに付随する業務の概要を以下に示す。ここに記載されていない細部の事項についても、各プールの状況に応じ、適切に業務を行うものとする。

- 試運転の実施
 - 正常に機器が稼動するかを確かめる為に、試運転を行い、次に挙げる点検及び作業を実施すること。
 - ・ ろ過槽内部の点検
 - ・ 機械器具及び計器類の点検
 - ・ 配管類の点検
 - ・ ポンプ、モーター及び電気回路の点検
 - ・ 送水管及び給水管の洗管作業
 - ・ 循環ろ過機の試運転

(4) 設備管理業務（営業期間中）

プールの営業期間中における、循環ろ過機の運転管理及びそれに付随する業務の概要を以下に示す。ここに記載されていない細部の事項についても、各プールの状況に応じ、適切に業務を行うものとする。

① 循環ろ過機管理業務

利用者のピーク時においても浄化の目的が達せられるように、随時浄化能力を確認し、来場者の安全確保を図ること。

- 処理水量の基準
 - ・循環ろ過機の処理水量は一時間につきプール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量の6分の1以上を処理すること。
 - ・夜間騒音に対する苦情があり、また、一時間につきプール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量の4分の1以上の処理が可能であれば、夜間の運転を停止することができる。夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあっては、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握すること。
- 維持管理内容
 - ・循環ろ過、逆洗、薬注、滅菌等を行うとともに、集毛器、流量計、循環ポンプ等の維持管理を行うこと。
 - ・プール水の循環系統は随時清掃し、常に清浄を保つこと。また、新規補給水量を常に把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化及び消毒を行うこと。

② 水質管理

- 気温、水温、水質（残留塩素・pH値）を2時間に1回以上測定し、遊水用プールの水質基準を維持すること。
- 循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うことにより、浄化設備が正常に稼動していることを確認すること。

③ 電気設備の維持管理

循環ろ過機及び薬注装置等に係る電気設備の維持管理を行うこと。

④ オーバーフロー水量及び、量水器の管理

個々のプールの量水計の数値計測及び記録を行うこと。

⑤ オーバーフロー水回収ポンプの運転管理

- オーバーフロー水回収ポンプ運転中の確認（各系統、1日4回以上）
- ポンプ運転状況・運転電流値の確認
- 量水計の数値チェック
- ポンプ・モーターの正常な稼動確認

⑥ オーバーフロー水ろ過装置の確認

- 集毛槽ストレーナーの詰り具合の確認、ゴミの除去（1日4回以上）
- ろ過ポンプ運転状況・運転電流値の確認
- ろ過タンク入口圧力の確認
- 薬注ポンプ運転状況・運転電流値の確認
- 薬注ポンプ吐出状況の確認（エア抜き等）
- ろ過水量の確認（1日2回以上）

⑦ 従事者の確保

- ろ過装置運転に必要な従事者（技術者・技術員・技術補助員）を確保し配置しなければならない。機械運転は24時間運転であるため、夜間従事者を配置する必要がある。ただし、夜間での遠隔操作にて24時間運転が出来、かつ夜間緊急対応できる体制が整う場合は、無人での夜間遠隔操作も可とする。

（やむを得ず夜間の運転を停止する場合はこの限りではない）

- 業務実施上の留意事項
 - ・次亜塩素酸ソーダ等の薬品の取扱いには、十分注意し、電気及び機械設備の取扱いには、危険防止に努めること。
 - ・機械設備等の点検整備を行い、浄化薬品類の管理及び数量の把握を行うこと。

（5）設備管理業務（営業期間終了後）

プール営業期間終了後における、循環ろ過機の運転管理及びそれに付随する業務の概要を以下に示す。ここに記載されていない細部の事項についても、各プールの状況に応じ、適切に業務を行うものとする。

① 終了後点検の実施

次に挙げる点検を行い、劣化傾向の把握、故障箇所の発見、シーズンオフの手当て（給油・水洗・水抜き等）を実施し、必要な場合は改善箇所を取りまとめ、府と協議できるよう書類をまとめること。

- ろ過槽内部の点検
- 機械器具及び計器類の点検
- 配管類の点検
- ポンプ、モーター及び電気回路の点検

（6）設備管理業務（期間外）

プールの営業期間外において、ろ過装置の機械、電気設備（高圧受電盤を除く）が、適正に稼動するか確認するために、1回以上の点検を行うこと。

- ろ過槽内部の点検

- 機械器具及び計器類の点検
- 配管類の点検
- ポンプ、モーター及び電気回路の点検

(7) 水質管理業務

- 遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省健康局：平成19年5月）に基づき、適切に管理すること

①水質基準

- 水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下であること。
- 濁度は、2度以下であること。
- 過マンガン酸カリウム消費量は、12mg/L以下であること。
- 遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましいこと。
- 塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は0.1mg/L以上0.4mg/L以下であること。また、亜塩素酸濃度は1.2mg/L以下であること。
- 大腸菌は、検出されないこと。
- 一般細菌は、200CFU/mL以下であること。
- 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね0.2mg以下が望ましいこと。

②水質基準に係る検査方法

- 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタンの測定は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める検査方法若しくは上水試験方法（日本水道協会編）又はこれらと同等以上の精度を有する検査方法によること。
 - 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定は、ジエチル-p-フェニレンジアミン法（DPD法）又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
 - 大腸菌の測定は、水質基準に関する省令に定める検査方法によること。
- プール水は、常に消毒を行うこと。また、遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるよう管理すること。
 - 浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を水質基準に定める水質に保つこと。また、新規補給水量及び時間当たり循環水量を常に把握すること。

- プール水の温度は、原則として22℃以上とすること。また、プール水の温度が均一になるよう配慮すること。
- プール水の水質検査は、遊離残留塩素濃度については、少なくとも毎日午前中2回以上及び午後4回以上の測定（このうち1回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましいこと。）すること。
- 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については、毎月1回以上の測定を、総トリハロメタンについては、開園期間中1回以上、第三者機関において測定を行うこととする。利用者が多数である場合等汚染負荷量が高い場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。
 - ・ 検査方法：大阪府遊泳場条例、大阪府遊泳場条例施行規則、遊泳場指導指針、遊泳用プールの衛生基準による。
- 水質検査の結果が、基準に適合していない場合には、以下の措置を講ずること。
 - ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。
 - イ 遊離残留塩素濃度が0.4mg/Lを下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上としてから遊泳を再開すること。
 - ウ 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が0.4mg/Lを下回った場合にはイの措置を講ずること。また、0.4mg/L以上であった場合には、大腸菌の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。
 - エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合のイ及びウの適用については、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「0.4mg/L」を「0.1mg/L」と読み替えるものとする。この場合において二酸化塩素濃度が0.4mg/Lを超えたとき又は亜塩素酸濃度が1.2mg/Lを超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。
 - ・ 検査方法 大阪府遊泳場条例、大阪府遊泳場条例施行規則、遊泳場指導指針、遊泳用プールの衛生基準による。
- 水質検査の試料採水地点は、矩形のプールではプール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20cm及び循環ろ過装置の取入口付近を原則とすること。その他の形状のプールでは、これに準じ、

プールの形状に応じた適切な地点とすること。

- 上記の項目のほか、諸法令を遵守し、基準値を満足するよう、適正に管理運営を行うこと。

① 調査結果報告

- 調査結果報告については、速やかに下記項目を網羅した報告書を作成し、保健所等、法令に従い提出が必要な関係機関に報告するとともに、その指導に従うものとする。また別に検査結果を保管し、必要な場合は関係機関に提出又は報告できる体制を整えておくこと。

調査対象プールの住所及び名称、採取者、試料名、受付日、採取日、気温・水温・天候、試験検査項目、試験検査期間、試験検査結果、試験検査方法、採水時間、試験検査責任者、検査期間の所在地

(8) 清掃業務

- プールサイド、更衣室（ロッカーを含む）、便所その他利用者が使用する設備は毎日開場前に下記内容に留意して清掃すること。
- その他営業時間中であっても、必要な場合は清掃を行い、常に清潔且つ安全にプール運営が行えるようにすること。
 - ・ プール底面のゴミを毎朝開場までに取ること。
 - ・ プール水面の浮遊物は網等で取り除くこと。
 - ・ プール内は常に点検し、石やガラス片等危険物の除去に努めること。また、営業時間中に汚物等がプール内で発生したときは、水中クリーナーや網等を用い取り除くこと。
 - ・ プールサイドにおいては、小石・落葉・汚物、その他危険物がないよう常に清潔に保ち、来場者が負傷しないよう、また不快感を持たないよう、清掃に努めること。
 - ・ プール内の植栽は良好な維持管理を行い、清潔感を保つこと。
 - ・ 売店周囲においては、来場者が使用した紙皿等を適切に処分し、突風等によるプール内への飛散を防ぐこと。
- プール熱やO157など感染症対策のため、消毒・清掃を徹底すること。
- プール水、シャワー水等の排水に当たっては、環境保全に十分配慮すること。

(9) その他

- 遊泳者等が快適かつ衛生的に利用できるよう、プール水を水質基準で定

める状態に常に維持するとともに、プール設備及び付帯設備を常に清潔に、かつ、使用に適する状態に維持すること。また、維持管理を適切に行うことにより貴重な水資源を効率的に利用するとともに、省エネルギーについても配慮すること。

- プール水の水質の維持等プールの維持管理上必要な事項について利用者に理解と協力を求めること。利用者数はプール設備に見合ったものとし、施設内の衛生が損なわれるおそれのある場合には、利用者数の制限等必要な措置をとること。
- 他の薬剤と混和しないよう、プールに使用する消毒剤を適切に管理すること。また、使用する薬剤が消防法（昭和23年法律第186号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律を遵守すること。なお、プール水の消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスの漏出等による危害を防止するため、高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）、労働安全衛生法等の関係法規を遵守し、適切に管理すること。
- 消毒剤及び遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬及び測定機器等は、経時変化や温度による影響など考慮して適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。
- プールの使用時間終了後は、直ちにプール設備及び付帯設備を点検し、衣類の残留その他の異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないような措置を講ずること。
- 水着その他直接肌に接するもので遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。また、不特定多数の者が使用するものについても、必要な衛生的管理を行うこと。

3. 看板、標識の表示内容及び配置

プール入口には、開設時期（時間）・料金（入場・ロッカー・有料施設）と入場禁止又は退場事項・注意事項・禁止事項を表示し、プールサイドにおいても、プール平面と水深・保護者への注意・使用制限（学年等）・危険行為の注意等プール入口での表示内容で再度注意すべき事柄をイラスト等交えて適所に配置すること。

(参考資料) 看板、標識の表示例

- (1) 開設時期・遊泳時間
- (2) 利用料金
 - ①入場料（1人1回）
障がい者の方は無料（障がい者・療養手帳の提示が必要）、付添いの方も原則一名まで無料
 - ②ロッカー使用料
 - ③その他有料施設（スライダー使用料等）
- (3) 入場のお断り又は退場していただく方
 - ①伝染性の疾患又は酒気を帯びていると思われる方。
 - ②公衆衛生上害を及ぼすようなおそれのある方。
 - ③成年の保護者が同伴していない幼児（成年の保護者1人につき幼児2名までしか入場することは出来ません）。
 - ④犬、猫等の鳥獣類（ペット）を伴っている方。
※但し、介助犬等プール管理責任者が認める場合はこの限りではない。
 - ⑤施設あるいは備品を汚損し、又は破壊した方。
 - ⑥衛生、風紀、保安上障害となるなど、他人に迷惑をかけた方。
 - ⑦正当な理由が無くて、係員の指示に従わない方。
 - ⑧アルコール類、ガラス、缶類等の危険物を持ち込まれる方。
 - ⑨防災避難情報、台風、雷雨、光化学スモッグ等の気象情報により、閉場しなければならない時。
 - ⑩入れ墨・刺青・タトゥーを露出している方。
- (4) 注意していただく事項
 - ① お子様からは絶対に目をはなさないでください。
 - ② 飲食、喫煙は指定された場所で行ってください。
 - ③ プールに入る前及び出た時は必ずシャワーを浴び、身体をよく洗ってください。
 - ④ その他係員の指示する事項。
- (5) 禁止されている事項
 - ①幼児、小学生が50mプールに入ること（浜寺公園のみ）。
 - ②プール内でのメガネ、サングラスの着用。
 - ③プールサイドでの土足又はベビーカーの使用。
 - ④プール内での水着以外の着用やプールへの飛び込み。
 - ⑤プールの際での飲食、シュノーケル、足ヒレ。
 - ⑥サンオイル、日焼け止めクリームの使用、大型浮輪・遊具（1m以上の物）の使用。
 - ⑦プール内でのビーチボール以外のボールの使用

- ⑧プール内での水中カメラ・ビデオカメラの使用。
- ⑨プール内での水鉄砲その他玩具類（責任者が認める場合はその限りではない）。
- ⑩フード付やひざ上丈の水着（ラッシュガード含む）を着用された方のスライダープールの利用はご遠慮いただくこと。
- ⑪その他係員が指示する事項。

（6）その他

- ①場内でのケガ等の事故は当プール内においての責任は一切負いません。
- ②プール内入場後は、入場料金の返還は一切いたしませんので、ご注意ください。

(参考) プール看板設置例



プール入り口横



プール平面と水深



危険行為看板



注意看板

4. プール運営日誌の記載事項

プール運営日誌の記載事項は、次頁の通りとなっている。その他運転管理日報（別紙1）、医務日報（別紙2）、事件・事故報告（別紙3）から構成されており、これらを3年以上保管すること。

別途、売上、入場者数については、管理要領 第3章 3. 利用料金の収受に基づき、適切に管理すること。

						プール管理責任者	プール衛生管理者	係員
年 月 日()								
プ ー ル 運 営 日 誌								
	天候	気温	水温	塩素濃度	吸水口			
10 時		別紙(1)						
13 時								
16 時								
区分	大 人		小 人		計	累 計		
個人								
団体								
計								
専用								
入場証者								
減免者								
従業員数		計	累 計		項 目	計	累 計	
水面監視					迷子件数			
出 札					遺失件数			
事務放送					盗難件数			
ロッカー					拾得物預件数			
売 店								
スライダー								
計								
循環濾過機運転状況		別紙(1)						
水質検査結果		保健所による検査：(結果、詳細は別添) 委託検査：(結果、詳細は別添)						
その他、安全施設・設備								
医務室利用者	大 人	小中学生	その他	計	累 計	病院搬送	救急車要請件数	詳 細
軽 症								別紙(2)
重 症								

事故・苦情等

	別紙(3)
--	-------

来客等

--	--

その他(気象状況等)

--	--

(別紙1)

運 転 管 理 日 報

プール管理責任者

プール	場所 時間	pH/残留塩素						年 月 日 (曜)		天 候		備 考
		A		B		C		循環ポンプ 電流値(A)	流量(m ³ /H)	濾過圧力(MPA)		
		pH	残留塩素 (mg/l)	pH	残留塩素 (mg/l)	pH	残留塩素 (mg/l)			入口	出口	
	8:00											
	9:00											
	10:00											
	11:00											
	12:00											
	13:00											
	14:00											
	15:00											
	16:00											
	17:00											
	17:30											

使 用 薬 品	本 日 値	前 日 値	使 用 量
次亜塩素酸ソーダ使用量			
硫酸アルミニウム使用量			
プール給水量			

特記事項

(別紙3)

事 件 ・ 事 故 報 告

プール管理 責任者	プール 衛生管理者	担 当

表 題		
日 時		
場 所		
関 係 者	住 所	
	電話番号	
	氏 名	
対 応 者	氏 名	
回答の要否		要 否
事案 の内容		
処理 の内容		
今後 の方 針		
備 考		

(参考資料) 多発事故に見る事故防止策

(1) 飛び込み事故

①過去の事故例

都道府県	事故年月日	プール形状	被害者	事故内容等
東京都	H12. 6. 28	学校屋外プール 25m×6 コース 水深 1. 2m	高校 1 年 男子	体育の授業中飛び込み失敗。頸椎を骨折し、後日死亡。
奈良県	H7. 12. 4	民間屋内プール 25m×6 コース 水深 1. 2m	23 歳男子	上級コース参加中にスタート台より『逆飛び込み』を行い失敗。頸椎圧迫骨折による上下肢麻痺。

②主な事故原因

- ・ 助走をつけて飛び込む、高くジャンプする
- ・ 飛び込み時に他の遊泳者と接触する
- ・ 飛び込み禁止のプールで監視員の目を盗んで飛び込む
- ・ 浅いプールに飛び込み、頭部を受傷する

③主な事故防止策

- ・ 府営公園プールは、飛び込み禁止である。飛び込み禁止プールにおいては、看板、放送等による注意喚起を行うとともに、監視員による危険行為の未然防止、注意喚起を徹底すること。

(2) 吸い込み事故

①過去の事故例

都道府県	事故年月日	プール形状	被害者	事故内容等
埼玉県	H18. 7. 31	市営屋外プール 流水プール 水深 1. 0m	小学 2 年 女子	吸水口の柵が外れ、吸い込まれて死亡。
茨城県	H16. 6. 29	学校屋外プール 25m×8 コース 水深 1. 4m	高校 2 年 男子	水泳部の補修練習後に排水口（循環吸込口）内のゴミを取るため蓋を外し、吸い込まれた。一時重体。
鹿児島県	H6. 8. 5	学校屋外プール 25m×6 コース 水深 1. 1m	小学 5 年 男子	夏休み中に排水口（循環吸込口）の近くで遊んでいたら、排水管に膝を吸い込まれて死亡。

②主な事故原因

- ・ 排水口（循環吸込口）の蓋が外れていた
- ・ 監視員の注意不足
- ・ 子ども等によるいたずら

③主な事故防止策

- ・ 排水口（循環吸込口）の蓋が二重であることを確認し、プール営業前に、錆びないネジ・ボルト等により全箇所、確実に固定すること。
- ・ 営業期間中毎日の始業前に水中に潜り、ネジ・ボルトの緩み・はずれがないかを確認し、必要に応じ増締め等を必ず行い、結果を日誌に記載すること。
- ・ 営業時間中は、監視員により常時、排水口（循環吸込口）付近の異常の有無、利用者の危険行為に注意を払い、異常発見時には、直ちに利用者をプールから上げ、正常が確認できるまで利用させないこと。
- ・ 排水口（循環吸込口）付近での利用者の危険行為を発見した際は、直ちに注意し離れさせ、排水口（循環吸込口）を確認すること。

(3) 溺水事故・水没事故

①過去の事故例

都道府県	事故年月日	プール形状	被害者	事故内容等
兵庫県	H16. 7. 19	屋外造波プール 水深 1. 4m	5 歳男子	身長 1. 1m の児童が水深 1. 4m の造波プールで親から離れ 1 人で遊泳し、溺れる。死亡。
長野県	H14. 6. 14	公共屋内プール 25m×6 コース他 水深 1. 4m	6 歳男子	一般開放時にプール中央部の深い場所で、1 人で遊泳し溺れる。死亡。その際監視員は現場を離れていた。

②主な事故原因

- ・ 監視員及び保護者の目の行き届かないときに、子どもだけで遊泳していた
- ・ 基準に満たない身長、年齢の子どもが水深の深いプール等で泳いでいた
- ・ プールに入る前の健康状態が悪かった
- ・ アルコール飲用、薬物飲用後の遊泳

③主な事故防止策

- ・ 子どもや高齢者はこの事故の危険因子が高いため、監視の際に特に注意を払うこと。
- ・ 子どもについては、保護者が必ず水の中にいて、かつ目を行き届かせていることを確認すること。
- ・ 年齢または身長等により、プールの利用者を区分し、水深の深いプールには、基準に満たない子どもを入れないようにすること。
- ・ 流水プールや噴水周辺、スライダー下など、子どもが自力でコントロールしにくいエリアでは、保護者と手をつなぐか、監視員が常駐するなど、特に注意を払うこと。
- ・ 高齢者や障がい者などには、監視員が常に気配りを行い、声をかけるなど健康状態に注意を払うこと。
- ・ 1 時間ごとに利用者をプールからあげ、体操を行うよう指導するなど、利用者の健康状態に配慮すること。

(4) スライダー事故

①過去の事故例

都道府県	事故年月日	スライダー形状	被害者	事故内容等
岡山県	H18.7.31	3本設置。長さ30m、平均斜度約16度。深さ60cm。	35歳男性	着水時に勢いが止まらず、水面をはねるように7メートル進んで前方のコンクリート壁に衝突。重傷。

②主な事故原因

- ・ スライダーを滑る姿勢が悪く、着地時に無理な姿勢となった
- ・ 基準以下の身長や、体調不良時に無理に滑った
- ・ スライダーのメンテナンス不良により傷等が発生していた

③府営公園プールのスライダー滑走基準

プール名	スライダー名	基準
服部緑地ウォーターランド	スライダー	身長110cm以上
〃	幼児プール スライダー	
久宝寺緑地プール	スライダー	小学生以下
浜寺公園プール	スライダー	小学生以上
〃	変形小プール スライダー	小学生以下

④主な事故防止策

- ・ プール営業前に、スライダーの損傷の有無等を確認し、オープンまでに補修を行うこと。
- ・ 営業期間中毎日の始業前に損傷の有無を確認し、損傷による怪我等が予測される場合は、利用中止とし、補修が完了するまで利用させないこと。
- ・ 府営公園プールのスライダー滑走基準を遵守するよう、看板等による告知をわかりやすく行うこと。また、監視員により、常時滑る前に基準を満たしていることについてのチェックを行うこと。
- ・ 危険な滑り方や傷のつきやすい金具などのついた水着及びフード付やひざ上丈の水着（ラッシュガード含む）を着用して滑ることのないよう、常時、滑る前に監視員が滑り方や危険物の除去等指導、注意を行うこと。

個別プール編

1. 服部緑地ウォーターランド

各業務について、特筆すべき内容を以下にまとめた。

(1) 運営管理

- ・ 開設前及び期間中は、蜂、毛虫、セアカゴケグモ等害虫の駆除に努めること。また、プール内の落葉、枯枝等の除去に努めること。

(2) プール監視業務

- ・ 流水プールにおいては排水口、吸水口の位置を把握し、付近遊泳者に注意を払うこと。

(3) スライダー業務

- ・ 期間前・始業前の点検で損傷などの有無を確認し、危険箇所が在れば直ちに使用を中止し、安全が確保されるまで利用させない。
- ・ 利用者へ利用に際しての注意事項（看板の内容）を徹底させる。

(4) 清掃業務

- ・ 落葉、枯枝等の除去に努めること

2. 久宝寺緑地プール

各業務について、特筆すべき内容を以下にまとめた。

(1) 運営管理

- ・ 開設前及び期間中は、蜂、毛虫、セアカゴケグモ等害虫の駆除に努めること

(2) プール監視業務

- ・ 変形プールの監視は、死角を生じないように、特に留意すること。

(3) 幼児用スライダー業務

- ・ 期間前・始業前の点検で損傷などの有無を確認し、危険箇所が在れば直ちに使用を中止し、安全が確保されるまで利用させない。
- ・ 利用者へ利用に際しての注意事項（看板の内容）を徹底させる。

(4) 水質管理業務

- ・ 変形プールにおいては、プール水の残留塩素濃度分布の均等化に留意すること

3. 浜寺公園プール

各業務について、特筆すべき内容を以下にまとめた。

(1) 運営管理

- ・開設前及び期間中は、セアカゴケグモの発生に注意すること。側溝・排水溝・草地等に生息するため、期間前・中は側溝等をバーナー等で焼くこと。また、運営期間中の蜂・毛虫・イラガ等の発生にも注意すること。

(2) 設備の管理とメンテナンス

- ・期間前・中のシート防水を点検しシートの亀裂等の発見に努め、発見後速やかに補修する。

(3) プール監視業務

- ・50Mプールは水深1.7Mと深く足が届きにくい深さなので、柵で囲み小学生以下の利用は禁止している。入口において年齢などの確認をすること。

(4) ろ過機管理業務

- ・電気、機械設備とも老朽化している為、期間外を含め各機器の状態を把握すること。

(5) 水質管理業務

- ・変形大プールは形状が複雑なため、残留塩素濃度のバランスが悪く薬注には細心の注意を要する事。

(6) スライダー業務

- ・期間前・始業前の点検で損傷などの有無を確認し、危険箇所が在れば直ちに使用を中止し、安全が確保されるまで利用させない。
- ・利用者へ利用に際しての注意事項（看板の内容）を徹底させる。

4. 住之江公園プール

各業務について、特筆すべき内容を以下にまとめた。

(1) 運営管理

- ・開設前及び期間中は、セアカゴケグモの発生に注意すること。側溝・排水溝・草地等に生息するため、期間前・中は側溝等をバーナー等で焼くこと。また、運営期間中の蜂・毛虫・イラガ等の発生にも注意すること。

(2) 設備の管理とメンテナンス

- ・珪藻土濾過装置使用のため、取り扱いに注意すること。

第三章 事故・トラブル

1. 事故・トラブルの対応について

プールを安全かつ円滑に管理運営するうえで、突発的に起こる事故やトラブルに関して、以下の項目に注意して、事故やトラブルに対応する。

(1) 人的トラブル

- ・ 溺水者
- ・ 傷病者・疾病者
- ・ 迷子

(2) 施設・管理異常

- ・ 排水口（吸水口）異常
- ・ 汚物浮遊
- ・ 水質異常
- ・ 害虫発生
- ・ 剥離、陥没等施設破損

(3) 異常気象等

- ・ 光化学スモッグ・PM2.5
- ・ 雷
- ・ 暴風警報
- ・ 地震

(参考資料) 事故・トラブルに関する対処例

1. 人的トラブル

(1) 溺水者

溺水者を直ちに水中から収容し、応急処置を施す。他の者は医務室へ連絡し、救護員を現場まで誘導し、その指示に従う。救護員から救急車の要請があれば、直ちに 119 番に通報する。事後、その後の状況について、プール管理責任者が作成した報告書により、適宜、関係機関に報告を行う。

(2) 傷病者・疾病者

移動可能な者（主に軽症者）は速やかに医務室に収容し、救護員が応急処置を行う。救護員の判断により、医療機関で診療を要すると思われる者は、救急車の要請または公用車で搬送する。移動させることで身体に影響を及ぼすと思われる者（重症者）は、直ちに医務室へ連絡し、救護員を現場まで誘導し、その指示に従う。救護員から救急車の要請があれば、直ちに 119 番に通報する。事後、その後の状況について、プール管理責任者が作成した報告書により、適宜、関係機関に報告を行う。

(3) 迷子

迷子を発見した場合、放送室へ連絡を行い、迷子放送を行う。

保護者から迷子捜索依頼があった場合、保護者から本人の特徴を聞き、場内放送を行うとともに、従業員で捜索を行う。捜索しても見つからないときは、場内放送と監視員の誘導により遊泳者全員をプールから上げ、プール内の安全確認を行う。

2. 施設管理異常

(1) 排水口（吸水口）異常

排水口（吸水口）蓋のネジが若干緩んでいるのを発見した場合は、利用者の安全を確保したうえで、早急に補修すること。万が一、蓋が外れた場合は当該プールの遊泳者をプールサイドに上げ復旧作業を行う。その際、循環ポンプの停止を確認する。

(2) 汚物浮遊

汚物が固形の場合は周辺のみ利用制限し対応するが、汚物が広範囲に広がっている場合は、当該プールの遊泳者をプールサイドに上げ清掃・消毒作業を行う。プール管理責任者に報告のうえ、その指示に従う。

(3) 水質異常

プール水に配管の赤サビなど異常を来たしたときは、当該プールの遊泳者をプールサイドに上げ、プール管理責任者に報告のうえ、その指示に従う。

(4) 害虫発生

遊泳者が蜂、セアカゴケグモ、毛虫などに刺されたときは、医務室に収容し、応急処置を行う。

(5) 剥離、陥没等施設破損

プール本体だけでなく舗装やフェンスなどに剥離、陥没等、異常を来したときは、プール管理責任者に報告のうえ、その指示に従う。

3. 異常気象等

(1) 光化学スモッグ・PM2.5

光化学スモッグ警報の発令及びPM2.5が高濃度となると予測され、注意喚起が必要となった場合については、プール内及びプールサイドにいる入場者全員をあらかじめ指定された建物内に避難させる。避難命令の解除は、各情報等によりプール管理責任者の判断により出され、監視員には、この解除命令に先立ってローテーションに沿った監視体制につくよう指示があるので、速やかにその指示に従う。プール管理責任者は監視員全員の配置を確認後、場内放送等で避難命令を解除することを伝え、入場者をプールに誘導(遊泳再開)する。

(2) 雷

遠くで鳴り始めた時点で、遊泳中断の予告放送を行い、近づいた時点で場内放送と監視員の誘導により、遊泳者全員をプールから上げ、入場者全員を建物内に避難させる。

(3) 暴風警報

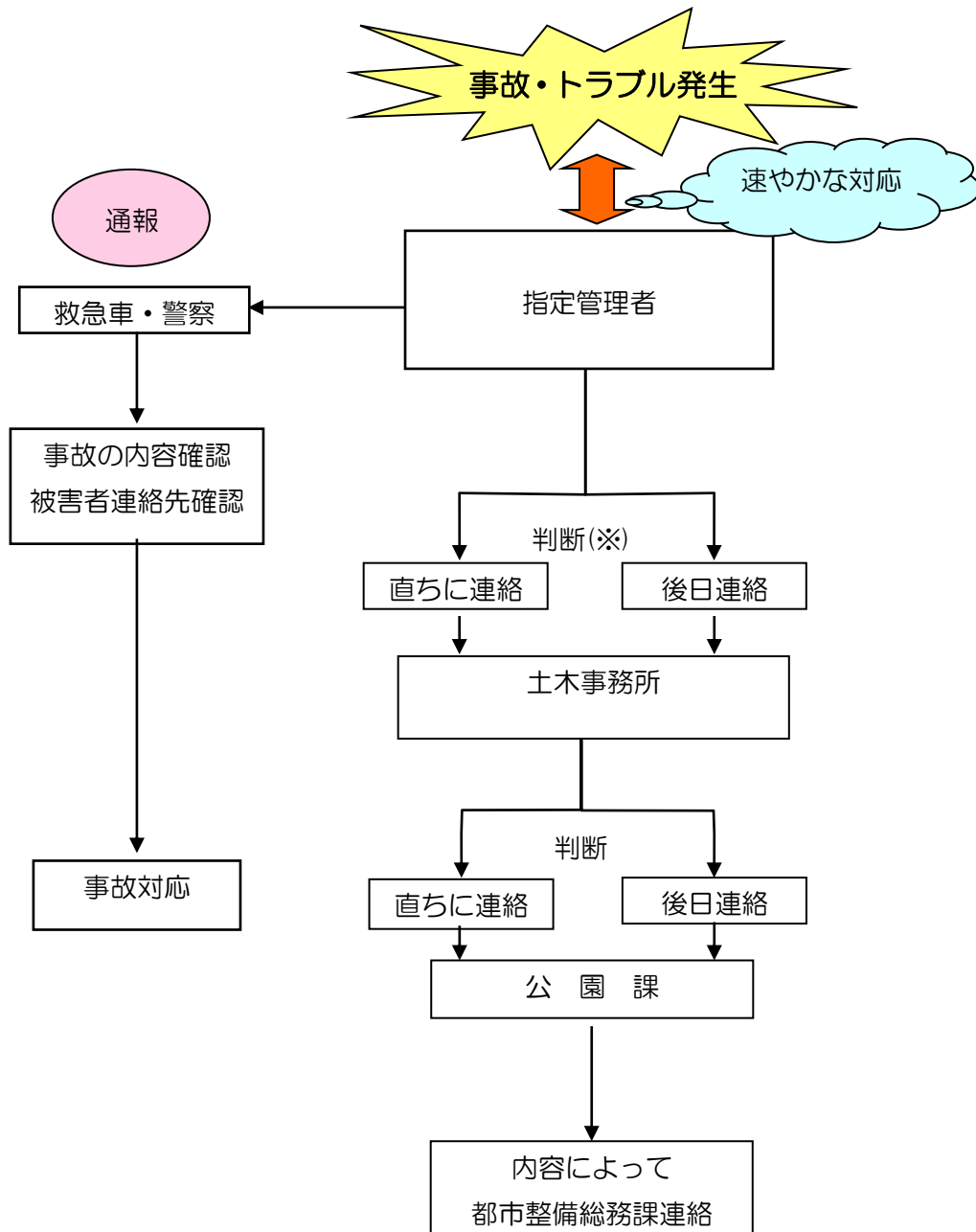
暴風警報が発令された場合、プール内及びプールサイドにいる入場者全員を建物内に避難させる。天気予報等で台風などを確認した場合、立看板などで注意喚起し、プール管理責任者の指示に従う。

(4) 地震

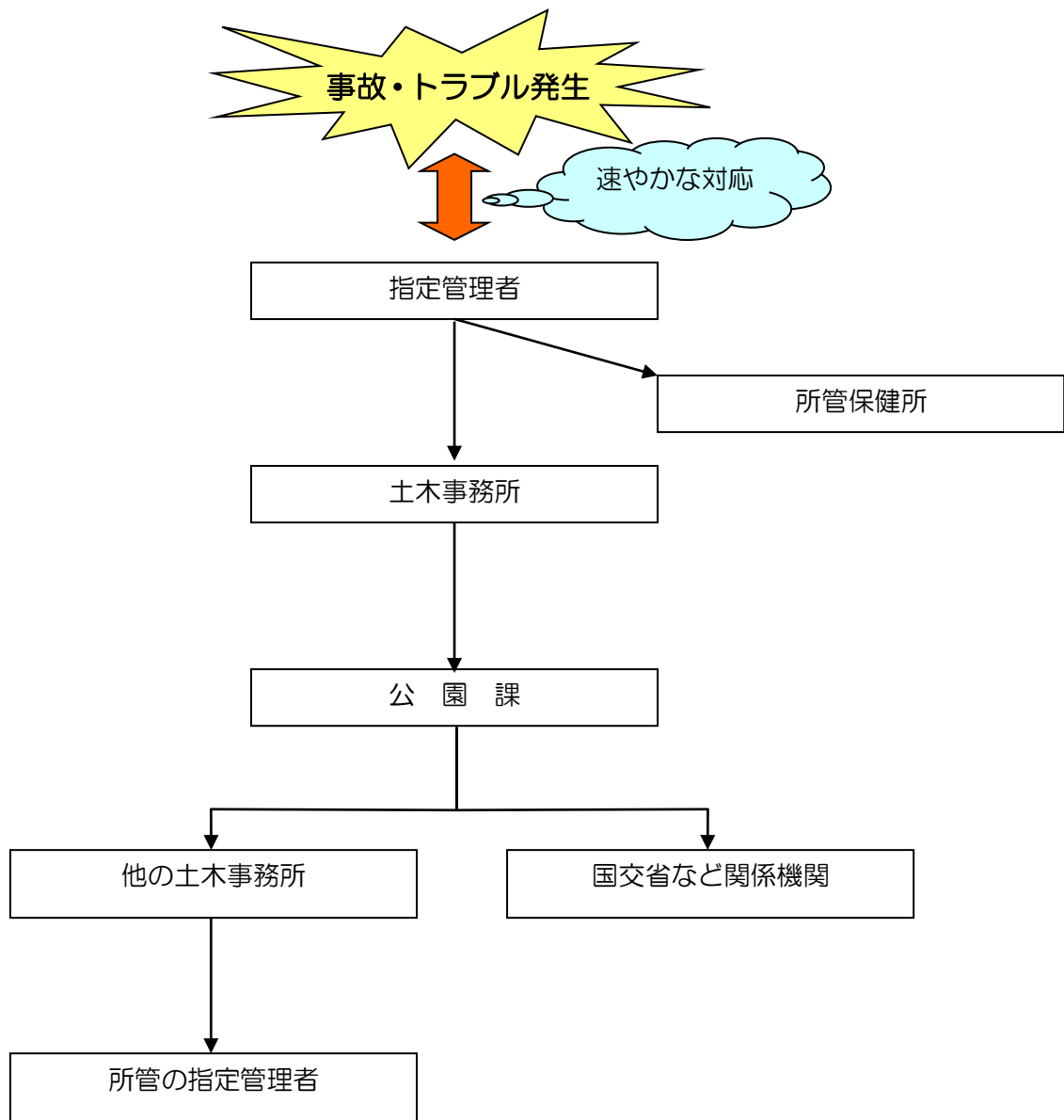
大阪府下に震度4以上の地震が発生した場合、遊泳者全員をプールから上げ、プール管理責任者の指示に従う。

2. 事故・トラブル発生時の連絡系統図

(1) 連絡体制



※) 瑕疵の有無、ケガの程度で判断



(3) 施設対応



